

平成29年1月23日

各位

証券会員制法人札幌証券取引所

**信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン及び
「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドラインの見直しについて**

本所は、信用取引の過度な利用の抑止及び未然防止のため、「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」（以下、「規制等ガイドライン」という。）及び「『日々公表銘柄』の指定等に関するガイドライン」（以下、「日々公表ガイドライン」という。）を定め、市場の公正性及び信頼性を確保するための措置を実施しております。

今般、近時の信用取引の利用状況を踏まえ、「規制等ガイドライン」及び「日々公表ガイドライン」を別紙のとおり見直し、平成29年2月1日から実施することとしますので、お知らせいたします。

見直しの主な内容は、次のとおりです。

(内 容)	(備 考)
1. 信用取引売買比率基準	・ 売買比率基準イ、及び売買比率基準ロ、において、「売買高」とあるのは「売注文数量」及び「買注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用します。
現行の要件に加え、売買立会において、呼値の制限値幅の値段（以下「下限の値段」又は「上限の値段」という。）で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合等について、当該時点の信用取引の注文状況を踏まえ、基準への該当の判断を行います。^{1 2}	

¹ 「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、下限の値段の売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量とします（いずれも売買立会のものに限る。）。

² 「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、下限の値段の信用取引による新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量に対する比率及び上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいいます（いずれも売買立会のものに限る。）。

2. 売買回転率基準

初値決定日の翌営業日以降、上場日から起算して24営業日までの間においては、当該営業日時点における25日移動平均株価を直前の措置に係る基準該当日の株価³と読み替えて適用します。

- 売買回転率基準イ. については、当該営業日の株価が下限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準ロ. でない場合に限るものとし、売買回転率基準ロ. については、当該営業日の株価が上限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準イ. でない場合に限るものとします。
- 解除基準には、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、25日移動平均株価を上場来移動平均株価と読み替えて適用します。

3. 残高基準

第二次措置以降、現行の要件⁴を改め、残高の対上場株式数比率が一定の水準以上であり、かつ、直前の措置実施時から一定の水準以上に増加していることを要件とします。

- 残高の対上場株式数比率について、残高基準イ. では、第二次措置で20%、第三次措置で25%、第四次措置で30%、残高基準ロ. では、第二次措置で40%、第三次措置で50%、第四次措置で60%を要件とします。
- 残高の対上場株式数比率が、残高基準イ. では、直前の措置実施時から2.5%以上、残高基準ロ. では、直前の措置実施時から5%以上増加

³ 日々公表においては、初値決定日の株価、第一次措置においては、日々公表銘柄の指定に係る基準該当日の株価を用います。

⁴ 直前の措置実施時と比べて残高が30%以上増加した場合。

していることを要件とします。

4. その他

その他所要の改正を行います。

5. 実施日

平成29年2月1日売買分から実施します。

以 上

〔留意事項〕

- ・ 新ガイドラインによる日々公表銘柄の指定及び信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等の実施については、新ガイドライン実施日を初日として、その指定基準及び実施基準への該当の有無を判断します。

【本件に関するお問合せ先】

証券会員制法人札幌証券取引所 総務部

TEL：011-241-6171（代）

信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。 I. 実施基準 1. （略） 2. 第二次措置の実施基準 第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。 （１）残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. <u>売残高の対上場株式数比率が２０％以上（売残高が第一次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の２．５％以上増加している場合に限る。）</u>で、かつ、売残高の対買残高比率が８０％以上である場合 ロ. <u>買残高の対上場株式数比率が４０％以上（買残高が第一次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の５％以上増加している場合に限る。）</u>で、かつ、３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過	証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。 I. 実施基準 1. （略） 2. 第二次措置の実施基準 第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。 （１）残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. <u>売残高が第一次措置を実施した日における売残高と比べて３０％以上増加している場合</u>で、かつ、売残高の対買残高比率が８０％以上である場合 ロ. <u>買残高が第一次措置を実施した日における買残高と比べて３０％以上増加している場合</u>で、かつ、３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

新	旧
している場合に限る。)である場合 (2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
3. 第三次措置の実施基準 第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。 (1) 残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. <u>売残高の対上場株式数比率が25%以上</u> <u>(売残高が第二次措置の実施基準該当日に</u> <u>おける売残高に比べて上場株式数の2.</u> <u>5%以上増加している場合に限る。)</u>で、 かつ、売残高の対買残高比率が90%以上である場合 ロ. <u>買残高の対上場株式数比率が50%以上</u> <u>(買残高が第二次措置の実施基準該当日に</u> <u>おける買残高に比べて上場株式数の5%以上</u> <u>増加している場合に限る。)</u>で、かつ、 3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上(各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)である場合 (2)～(4) (略)	3. 第三次措置の実施基準 第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。 (1) 残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. <u>売残高が第二次措置を実施した日における</u> <u>売残高と比べて30%以上増加している</u> <u>場合で、かつ、売残高の対買残高比率が9</u> <u>0%以上である場合</u> ロ. <u>買残高が第二次措置を実施した日における</u> <u>買残高と比べて30%以上増加している</u> <u>場合で、かつ、3営業日連続して各営業日</u> <u>の株価と各営業日時点における25日移動</u> <u>平均株価との乖離が30%以上(各営業日</u> <u>の株価が各営業日時点における25日移動</u> <u>平均株価を超過している場合に限る。)</u>である場合 (2)～(4) (略)
4. 第四次措置の実施基準 第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け(会員証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)を禁止する。	4. 第四次措置の実施基準 第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け(会員証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)を禁止する。

新	旧
(1) 残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. 売残高の対上場株式数比率が30%以上 <u>(売残高が第三次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限る。)</u>で、かつ、売残高の対買残高比率が100%以上である場合 ロ. 買残高の対上場株式数比率が60%以上 <u>(買残高が第三次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限る。)</u>で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上(各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)である場合 (2)～(4) (略) (削る) (注1) (略) (注2) (略) (注3) 1.～4.の各(2)イ.については、 <u>売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。</u> (注4) 1.～4.の各(2)ロ.については、	(1) 残高基準 次のいずれかに該当する場合 イ. 売残高が第三次措置を実施した日における売残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が100%以上である場合 ロ. 買残高が第三次措置を実施した日における買残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上(各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。)である場合 (2)～(4) (略) (注1) 売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。 (注2) (略) (注3) (略) (新設) (新設)

新	旧
売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。	
(注5) 1. ～ 4. の各 (3) について、初値決定日の翌々営業日以降、上場日から起算して 24 営業日までの間においては、「当該営業日時点における 25 日移動平均株価」とあるのは、 1. (3) の場合には「日々公表銘柄の指定に係る基準該当日の株価」と、2. ～ 4. の各 (3) の場合には「直前の措置に係る実施基準該当日の株価」と読み替えて適用するものとする (1. ～ 4. の各 (3) イ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準ロ. でない場合に限るものとし、1. ～ 4. の各 (3) ロ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準イ. でない場合に限るものとする。) 。	(新設)
II. (略)	II. (略)
III. 解除基準 次に掲げる (1) 及び (2) の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。 (1) ～ (3) (略)	III. 解除基準 次に掲げる (1) 及び (2) の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。 (1) ～ (3) (略)

新	旧
(注1) <u>25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</u> <u>(1) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき</u> <u>(2) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき</u>	(新設)
(注2) <u>直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</u> <u>(1) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき</u> <u>(2) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき</u>	(新設)
(注3) <u>上場廃止が決定された銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除することができる。</u>	(新設)
IV. その他 ・株券以外の上場有価証券については、株券に準	IV. その他 ・株券以外の上場有価証券については、株券に準

新	旧
じて取り扱うものとする。 ・「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）とする。 ・「売買高」は、売買立会による売買高とする。 ・「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 ・「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 （削る） ・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（<u>売買が成立したものに限る。</u>）の売買高に対する比率をいう。 ・「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後	じて取り扱うものとする。 ・「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）とする。 ・「売買高」は、売買立会による売買高とする。 ・「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 （新設） ・25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。 <u>（1）委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき</u> <u>（2）委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき</u> ・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付の数量の<u>売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも会員証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に会員証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u> （新設）

新	旧
<u>立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値 段の売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の 制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含 む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限 る。）。</u>	
・「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新 規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼 値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新 規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量 に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段 の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。） の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも 売買立会のものに限る。）。	(新設)
・信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買 付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取 引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比 率は、いずれも会員証券会社の申告に基づいて 集計するもので、事後的に会員証券会社により 訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内 容を考慮しないこととする。	(新設)
・上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用 状況から本所が必要と判断した場合には、信用 取引による売付け若しくは買付け（会員証券会 社による自己の信用売り又は信用買いを含 む。）の制限又は禁止の措置を実施することが できる。	・上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用 状況から本所が必要と判断した場合には、信用 取引による売付け若しくは買付け（会員証券会 社による自己の信用売り又は信用買いを含 む。）の制限又は禁止の措置を実施することが できる。
以 上	以 上
（平成 2 9 年 2 月 1 日実施）	（平成 2 5 年 1 月 1 日実施）

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、<u>以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。</u> I. 指定基準 次に掲げる 1. ～ 4. の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。 1. ～ 4. （略） （削る） （注 1）（略） （注 2）（略） （注 3） 2. イ. については、売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「<u>売買高</u>」とあるのは「<u>売注文数量</u>」と、「<u>信用取引の新規売付比率</u>」とあるのは「<u>信用取引の新規売注文比率</u>」と読み替えて適用するものとする。 （注 4） 2. ロ. については、売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立	証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、<u>下記のとお</u>り「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。 I. 指定基準 次に掲げる 1. ～ 4. の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。 1. ～ 4. （略） （注 1）<u>売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。</u> （注 2）（略） （注 3）（略） （新設） （新設）

新	旧
する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。 (注5) 3. について、初値決定日の翌営業日以降、上場日から起算して24営業日までの間においては、「当該営業日時点における25日移動平均株価」とあるのは、「初値決定日の株価」と読み替えて適用するものとする(3.イ.については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段である場合に限るものとし、3.ロ.については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段である場合に限るものとする。)。 II. 解除基準 次に掲げる1. 及び2. の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。 1. ～3. (略) (注1) 25日移動平均株価との乖離に係る指定基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。 (1) 指定基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき (2) 指定基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき (注2) 初値決定日の株価との乖離に係る指定基	(新設) II. 解除基準 次に掲げる1. 及び2. の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。 1. ～3. (略) (新設) (新設)

新	旧
<u>準に該当した場合の解除基準における株価基準について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</u> <u>(1) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき</u> <u>(2) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき</u> <u>(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、指定を解除することができる。</u>	
Ⅲ. その他 - 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。 「売買高」は、売買立会による売買高とする。 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。	(新設) Ⅲ. その他 - 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。 「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段）とする。 「売買高」は、売買立会による売買高とする。 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。 (新設)
(削る)	・25日移動平均株価との乖離に係る指定基準に該当した場合における解除基準に係る株価基準

新	旧
・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（<u>売買が成立したものに限る。</u>）の売買高に対する比率をいう。 ・「<u>売注文数量</u>」及び「<u>買注文数量</u>」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の<u>売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</u> ・「<u>信用取引の新規売注文比率</u>」及び「<u>信用取引の新規買注文比率</u>」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の<u>売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</u> ・信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取	<u>の適用について、次に該当する日のときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</u> <u>（1）日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満である日</u> <u>（2）日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過している日</u> ・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の<u>売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも会員証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に会員証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u> （新設） （新設）

新	旧
<u>引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも会員証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に会員証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u>	
以 上	以 上
(平成 2 9 年 2 月 1 日実施)	(平成 2 5 年 1 月 1 日実施)

信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン

証券会員制法人 札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。

I. 実施基準

1. 第一次措置の実施基準

日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。

（１）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が１５％以上で、かつ、売残高の対買残高比率が７０％以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が３０％以上で、かつ、３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

（２）信用取引売買比率基準

３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が１,０００売買単位以上である場合に限る。）

- イ. ３営業日連続して信用取引の新規売付比率が２０％以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. ３営業日連続して信用取引の新規買付比率が４０％以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（３）売買回転率基準

１営業日の株価と当該営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が４０％以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が３０％以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における２５日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が６０％以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（４）特例基準

（１）～（３）の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

2. 第二次措置の実施基準

第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

（１）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ．売残高の対上場株式数比率が２０％以上（売残高が第一次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の２．５％以上増加している場合に限る。）で、かつ、売残高の対買残高比率が８０％以上である場合
- ロ．買残高の対上場株式数比率が４０％以上（買残高が第一次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の５％以上増加している場合に限る。）で、かつ、３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

（２）信用取引売買比率基準

３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が１,０００売買単位以上である場合に限る。）

- イ．３営業日連続して信用取引の新規売付比率が２０％以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ．３営業日連続して信用取引の新規買付比率が４０％以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（３）売買回転率基準

１営業日の株価と当該営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が４０％以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ．当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が３０％以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における２５日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ．当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が６０％以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（４）特例基準

（１）～（３）の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

３．第三次措置の実施基準

第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

（１）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ．売残高の対上場株式数比率が25%以上（売残高が第二次措置の実施基準該当日における売残高に比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限り。）で、かつ、売残高の対買残高比率が90%以上である場合
- ロ．買残高の対上場株式数比率が50%以上（買残高が第二次措置の実施基準該当日における買残高に比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限り。）で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限り。）である場合

（2）信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限り。）

- イ．3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限り。）
- ロ．3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限り。）

（3）売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ．当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限り。）
- ロ．当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限り。）

（4）特例基準

（1）～（3）の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

4．第四次措置の実施基準

第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（1）～（4）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け（会員証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）を禁止する。

（1）残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ．売残高の対上場株式数比率が30%以上（売残高が第三次措置の実施基準該当日における売残高と比べて上場株式数の2.5%以上増加している場合に限り。）で、かつ、売残高の対買残高比率が100%以上である場合
- ロ．買残高の対上場株式数比率が60%以上（買残高が第三次措置の実施基準該当日における買残高と比べて上場株式数の5%以上増加している場合に限り。）で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%

以上（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

（２）信用取引売買比率基準

３営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が３０％以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が１,０００売買単位以上である場合に限る。）

イ．３営業日連続して信用取引の新規売付比率が２０％以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ．３営業日連続して信用取引の新規買付比率が４０％以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（３）売買回転率基準

１営業日の株価と当該営業日時点における２５日移動平均株価との乖離が４０％以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ．当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が３０％以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における２５日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ．当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が６０％以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における２５日移動平均株価を超過している場合に限る。）

（４）特例基準

（１）～（３）の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

（注１）１．～４．の各（１）については、当該基準に該当した場合であっても、本所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に実施することができる。

（注２）１．～４．の各（１）については、当該基準に該当しない場合であっても、本所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

（注３）１．～４．の各（２）イ．については、売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。

（注４）１．～４．の各（２）ロ．については、売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。

（注５）１．～４．の各（３）について、初値決定日の翌々営業日以降、上場日から

起算して24営業日までの間においては、「当該営業日時点における25日移動平均株価」とあるのは、1. (3) の場合には「日々公表銘柄の指定に係る基準該当日の株価」と、2. ～4. の各(3) の場合には「直前の措置に係る実施基準該当日の株価」と読み替えて適用するものとする(1. ～4. の各(3) イ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準ロ. でない場合に限るものとし、1. ～4. の各(3) ロ. については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段であり、かつ、当該営業日の前日までに行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る該当基準がいずれも売買回転率基準イ. でない場合に限るものとする。)。

II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容

委託保証金の率の引上げ等の措置は、第一次措置において以下の率を加えることとし、第二次措置以降は、直前の措置における引上げ後の率に以下の率を加えることとする。

委託保証金率：100分の20

うち現金担保分：100分の20

なお、本所が信用取引の利用状況、銘柄の特性及び市況全般との関連性等を踏まえて必要と判断した場合には、措置の内容を変更することができる。

III. 解除基準

次に掲げる(1)及び(2)の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。

(1) 残高基準

次のイ. 及びロ. のすべてに該当する場合

イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が12%未満である場合

ロ. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が24%未満である場合

(2) 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

(3) 特例基準

(1) 及び(2)の基準のすべてに該当している場合であっても、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は措置を解除しないことができる。

(注1) 25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき

(2) 実施基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき

(注2) 直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」

と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき

(2) 実施基準の該当日における株価が直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措置に係る基準該当日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき

(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除することができる。

IV. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格(最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。)とする。
- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入する。)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入する。)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量(売買が成立したものに限る。)の売買高に対する比率をいう。
- ・ 「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の売呼値(成行呼値を含む。)の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値(成行呼値を含む。)の数量をいう(いずれも売買立会のものに限る。)
- ・ 「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値(成行呼値を含む。)の数量の売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値(成行呼値を含む。)の数量の買注文数量に対する比率をいう(いずれも売買立会のものに限る。)
- ・ 信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも会員証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に会員証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。
- ・ 上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用状況から本所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け(会員証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)の制限又は禁止の措置を実施することができる。

以 上

(平成29年2月1日実施)

「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン

証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。

I. 指定基準

次に掲げる 1. ～ 4. の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。

1. 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高の対上場株式数比率が 10%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が 60%以上である場合
- ロ. 買残高の対上場株式数比率が 20%以上である場合

2. 信用取引売買比率基準

3 営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が 1,000 売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3 営業日連続して信用取引の新規売付比率が 20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 3 営業日連続して信用取引の新規買付比率が 40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。）

3. 売買回転率基準

1 営業日の株価と当該営業日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が 30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における 25 日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が 60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における 25 日移動平均株価を超過している場合に限る。）

4. 特例基準

1. ～ 3. の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

（注 1） 1. については、当該基準に該当した場合であっても、本所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に指定することができる。

（注 2） 1. については、当該基準に該当しない場合であっても、本所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

（注 3） 2. イ. については、売買高又は信用取引の新規売付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の下限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の下限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「売注文数量」と、「信用取引の新規売付比率」とあるのは「信用取引の新規売注文比率」と読み替えて適用するものとする。

（注 4） 2. ロ. については、売買高又は信用取引の新規買付比率が当該基準に該当しない場合であっても、売買立会において、呼値の制限値幅の上限の値段で午後立会終了時にのみ売買が成立する場合又は売買が成立せず呼値の制限値幅の上限の値段が最終特別気配として表示されるときには、「売買高」とあるのは「買注文数量」と、「信用取引の新規買付比率」とあるのは「信用取引の新規買注文比率」と読み替えて適用するものとする。

するものとする。

(注5) 3. について、初値決定日の翌営業日以降、上場日から起算して24営業日までの間においては、「当該営業日時点における25日移動平均株価」とあるのは、「初値決定日の株価」と読み替えて適用するものとする(3.イ.については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の下限の値段である場合に限るものとし、3.ロ.については、当該営業日の株価が呼値の制限値幅の上限の値段である場合に限るものとする。)

II. 解除基準

次に掲げる1.及び2.の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。

1. 残高基準

次のイ.及びロ.のすべてに該当した場合

イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が8%未満である場合

ロ. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が16%未満である場合

2. 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

3. 特例基準

1.及び2.の基準のすべてに該当している場合であっても、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は、指定を解除しないことができる。

(注1) 25日移動平均株価との乖離に係る指定基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 指定基準の該当日における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき

(2) 指定基準の該当日における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき

(注2) 初値決定日の株価との乖離に係る指定基準に該当した場合の解除基準における株価基準について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。

(1) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価を超過していた場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価未満であるとき

(2) 指定基準の該当日における株価が初値決定日の株価未満であった場合において、各営業日の株価が上場来移動平均株価を超過しているとき

(注3) 上場廃止が決定された銘柄については、指定を解除することができる。

III. その他

- ・ 株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。
- ・ 「株価」は、直近の最終価格(最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段)とする。
- ・ 「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・ 「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値(小数点

以下第二位を四捨五入する。)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。

- ・ 「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入する。）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・ 「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量（売買が成立したものに限る。）の売買高に対する比率をいう。
- ・ 「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の売呼値（成行呼値を含む。）の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値（成行呼値を含む。）の数量をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。
- ・ 「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値（成行呼値を含む。）の数量の売注文数量に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。
- ・ 信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも会員証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に会員証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。

以 上

（平成 2 9 年 2 月 1 日実施）